

六会団地自主防災組織の立ち上げ細則

※ 六会団地自主防災(以下自防災)の立ち上げ

震度5強の地震又は「藤沢市災害対策本部」が設置された時、自治会会长は連絡網を通し、自防災の立ち上げを伝達し、招集を掛ける。招集対象者は現役員・地区委員・防災リーダー及び 前役員・地区委員とする。

但し、被災直後は自己と家族の安否、宅内及び住宅の状況の点検、次に周囲の状況を観察し、異常があれば適切な行動(救出・消火・急病気・けがの応急処置)をすることを優先する。

団地内の全ての異常状態が排除された後、招集対象者は速やかに一時避難所に行き、自防災の立ち上げの準備を行う。

自防災組織の立ち上げとは、組織図に書かれている各長の氏名を明確にし、組織が運営推進できる状態を言う。

自防災組織の長は今年度役員・地区委員・防災リーダーを優先して起用するが、本人が被災又は業務に支障が出る状況の場合は、招集対象者から要員欄に示すルールで代行する。

※ 要員

規約に基づいた組織を運営するために

- ① 要員確保のため、前年度役員・地区委員まで拡大し補強する。
- ② 要員の年齢は現職を含め20歳以上75歳以下の健康な人とする。
- ③ 招集対象者が二世帯同居の場合は若い人を出してもらう。
- ④ 年齢制限或いは健全な身体でない場合は事前に地区委員で話し合い、代行の人を選出してもらう。
- ⑤ 一度決められた各長は、本人の不調により業務を継続して出来ないと防災部長が認めた場合以外、変更しない。

※ 組織と運営

規約に基づいた組織とするが、人員の配置は役割分担の実態に合せ、柔軟に対応させるため

- ① 各班長は班内の活動が出来る要員を、提出された名簿と要員ルールを見て把握する。
- ② 防災班長と副会長及び防災リーダーは、各班長から要員数を聞き把握する。
- ③ 防災班長と副会長及び防災リーダーは、班の業務を常に把握し、手の空いている班は忙しい班を助けるよう、防災会長と副会長及び防災リーダーが協議し、防災会長が班長に指令を出す。
- ④ 班間の作業要員の調整は、作業優先を防災会長と副会長及び防災リーダーが協議をして決める。
- ⑤ 随時、防災会長・副会長・防災リーダー及び各班長で構成される自防災会議を開き、情報交換し、各班及び自警団の要員、支給品の配布等に関する調整と決定を行う。

※ 班の役割と班長の任務

各班の業務には一過性のものと自防災開設中、常時発生するものがある。各班の要員数は会則で決められているが、各班要員の運用は組織と運営に基づき、「一過性業務」の班はその業務が縮小又は終了した時は「常時業務」の班の応援を行い、又「一過性業務」の班の要員が足りない時は「常時業務」の班が応援を行う。

1. 情報班(常時業務)

被害状況の把握

地区委員より各班住民の被害状況(住民の案否・建物の状況・火災の状況)及び食料備蓄、燃料備蓄状況を聞き、各班長に伝達する。

住民提出の名簿の管理を行う。

名簿受領時、住民の安否・要援護者(障害者・高齢者・乳幼児・妊婦・ケガ・病気の治療者及び外国人)の有無、住宅の状況、ライフラインの状況について確認する。

受領した名簿と記入された人の移動との整合性を常に取る。

避難施設にある名簿との整合性を取る。名簿の保管と廃棄を行う。

情報の収集・提出

一日一回は市民センター（災害対策本部）を回り、公開されている情報収集を行う。

収集した情報は整理して、関係する各班に伝達する。

伝達した情報は記録して保管しておく。

「レディオ湘南」FMラジオ83.1MHzから災害情報を収集する。

支援・支給物資の支給時期の把握

避難施設に出される情報には、給水・支援物資の支給時間が掲載されるため、常に把握

出来る様、一日二回の収集を行う。

住民の健康状態、移動等についての情報も同時に収集する。

入手した情報は一時避難所に掲示し、住民に周知徹底する。

2. 消火（一過性班）

組織が立ち上がる前に火災が発生した場合でも、社体協役員並びに3・4・8班の住民は直ちに現場に行き消火活動を行う。

発生が複数で人数が足りない場合、前年度社体協役員も応援をする。

初期消火に努め、火の手が消火器では消せない程拡大したら危険な行為は行わず、消防車が来るのを待つ。その間周囲の家に水をかけ延焼のくいとめに努力する。

火災現場で救護が必要な場合、救護を最優先し、救出救護班と共同で作業を行う。

防犯役員は消火器の位置を把握しているので協力する。

現役員及び地区委員は消火器の所在場所と取り扱いを把握するために、市及び自治会主催の防災訓練に参加すること。特に、社体協と3・4・8班の地区委員は平時の初期火災にも対応出来る様にすること。班長は、鎮火後報告書の作成を行う。報告書には参加者・負傷者の有無、消火活動の内容、消火器の利用状況等を記録する。報告書は控えを取り、情報班に渡す。

3. 救出救護班（一過性班）

組織が立ち上がる前に、家の崩壊・損壊・家具の転倒・壊の倒壊により、人が下敷きになってしまった場合、福祉厚生役員及び環境衛生役員並びに1・5班の住民は直ちに現場に行き救出救護活動を行う。救出活動は「自主防災活動要領」に基づき行う。救出活動は二次災害が起きないよう充分注意して行う。救出後、重傷者は救急病院へ搬送する。軽症者は応急手当を行う。担当役員は、藤沢市消防本部が行う「普通救命講習会」を受講すること。

4. 避難誘導班（一過性班）

避難施設までの安全な道路を調査する。

住民を集団で避難施設まで誘導する。要援護者の援護にあたる。

5. 給食給水班（常時業務班）

避難施設に掲載する指示に従い活動する。給食、給水及び支給物資の取り扱いをする。

給食、給水及び支給物資は提出された名簿を基に配分する。

地区委員に委託備蓄している米で炊き出しを行い支給する。

※ 自警団の設立

避難により、団地内住民が3割以上又は防災会長が必要と判断した場合、自警団を設立できる。

- ① 要員は各班から選出する。
- ② 自警団の団長は防災リーダー（副会長兼務）が当たる。
- ③ 自警団の業務は定置警備と巡回警備とする。
- ④ 定置警備は団地に出入りする道路の出入り口に置き警備に当たる。
- ⑤ 巡回警備は適時団地内を巡回し警備に当たる。
- ⑥ 警備は4班 3交替で行う。（班は18名で 定置：3名6ヶ所、巡回：定置から6名）
- ⑦ 班の要員は団長が決め提示する。